

## 千葉県児童生徒・教職員科学作品展工夫作品動画の提出について（任意）

## 1 動画の提出について

- (1) 動画の作成及び提出は任意であり、出品者である児童生徒・教職員の判断による。  
※一般公開では作品の破損等を防ぐため、来場者は作品に触れることができず、動いている様子を見ることができないため。（提出する場合は一般公開まで見られる状態になっていることが望ましい。）
- (2) 提出する場合は作品、教具の動く様子や使用方法についての動画とする。
- (3) 撮影した動画をアップロード<sup>[注1]</sup>してURL<sup>[注2]</sup>を二次元コードにして提出する。  
※詳しくは、「2 撮影・提出の方法について」で確認する。
- (4) 動画は審査の対象ではない。

## 2 撮影・提出の方法について

- (1) 工夫作品の出品者もしくはその保護者が作品、教具の動く様子や使用方法がわかるように動画を撮影する。  
※動画は2分以内で且、300MBまでとする。
- (2) 撮影した動画をアップロードしてURLを二次元コードにする。  
※アップロード先は、出品者もしくはその保護者が使用する任意の動画共有サービスやクラウドサービス等を用いる。個人情報の漏洩や改変、消失がないように、共有すべきデータの選択や編集権限の付与等を適切に設定する。
- (3) (2) で作成した二次元コードを印刷し、科学工夫作品解説書または自作教具解説書（どちらも県総合教育センターウェブサイトよりダウンロード可能）内の「動画二次元コード」欄に貼り付けて提出する。（直接印刷でも可。）

## 3 知的財産権について

- (1) 出品者やその保護者以外で本人の許可を得ていない人物、商品名、会社名、キャラクターやロゴ等の映り込みがないように注意する。
- (2) 内容については個人の責任において撮影し、個人情報の漏洩や消失、改変、知的財産権、特に商標権、著作権、意匠権等の侵害などによって生じた損害等については、実行委員会は責任を負わない。
- (3) 詳細は「(別紙3) 知的財産権の取り扱いについて」で必ず確認する。

---

[注1] スマートフォンやタブレットなどの端末内にある動画データを、インターネット上のサーバーに送ること。

[注2] URLは「https://」から始まり、その後にドメイン名（Webサイトの名前）が続く形で構成されているもの。